

「梓2号」生活介護 利用料金表

I. 生活介護サービス費（1割負担の場合）

【1単位の単価 10.61】

区 分		生活介護 サービス費 単位数	1日あたりの利用料		
			利用料金	給付額	自己負担額
① 基本利用料	区分6	1,258	13,347 円	12,012 円	1,335 円
	区分5	941	9,984 円	8,985 円	999 円
	区分4	652	6,917 円	6,225 円	692 円
	区分3	583	6,185 円	5,566 円	619 円
	区分2以下	532	5,644 円	5,079 円	565 円
② 加算項目	要 件	単位数	利用料金	給付額	自己負担額
常勤看護職員等 配置加算	常勤換算で1.0以上の看護職員を配置している場合に算定	28	297 円	267 円	30 円
送迎加算Ⅱ（片道）	事業所が送迎を行った場合、算定	10	106 円	95 円	11 円
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者	30	318 円	286 円	32 円
初期加算	利用開始日から30日を限度とし、 利用1日につき算定	30	318 円	286 円	32 円
			- 円	- 円	- 円
③ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ（上記①+②の8.0％）・・・（①+②）×0.08					

※実際の自己負担額は、1ヵ月ごとに国の定める計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

Ⅱ サービス費の利用者負担月額上限額

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担上限額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	利用者本人と配偶者が非課税	0円
市民税課税世帯1	利用者本人と配偶者の市民税の所得割額の合計が16万円未満	9,300円
市民税課税世帯2	上記以外	37,200円

Ⅲ その他費用

項 目	利用料金	備 考
食費	600円	昼食費として
	280円	昼食の食材料費（食事提供体制加算該当者のみ）
入浴費	300円	入浴時の水光熱費
その他	実費相当額	日用品費、レク・創作活動費、嗜好品費、行事参加費等、負担して頂くことが適当である費用

「梓2号」短期入所 利用料金表

I. 短期入所サービス費（1割負担の場合）

【1単位の単価 10.60】

① 区 分		生活介護 サービス費 単位数	1日あたりの利用料		
			利用料金	給付額	自己負担額
福祉型短期入所 サービス費(I) ※短期入所のみの利用 の場合	区分6	923	9,783 円	8,804 円	979 円
	区分5	784	8,310 円	7,479 円	831 円
	区分4	648	6,868 円	6,181 円	687 円
	区分3	583	6,179 円	5,561 円	618 円
	区分2	509	5,395 円	4,855 円	540 円
	区分1	509	5,395 円	4,855 円	540 円
福祉型短期入所 サービス費(II) ※短期入所利用日に他 の日中サービスを利用 した場合	区分6	602	6,381 円	5,742 円	639 円
	区分5	527	5,586 円	5,027 円	559 円
	区分4	318	3,370 円	3,033 円	337 円
	区分3	240	2,544 円	2,289 円	255 円
	区分2	173	1,833 円	1,649 円	184 円
	区分1	173	1,833 円	1,649 円	184 円

② 加算項目	要 件	単位数	利用料金	給付額	自己負担額
送迎加算	事業所が送迎を行った場合、算定（片道につき）	186	1,971 円	1,773 円	198 円
短期利用加算	利用開始日から30日を限度とし、利用1日につき算定	30	318 円	286 円	32 円
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して食事を提供した場合	48	508 円	457 円	51 円
			- 円	- 円	- 円

③ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（上記①+②の15.9%）・・・（①+②）×0.159

※実際の自己負担額は、1ヵ月ごとに国の定める計算方法により端数処理を行いますので、数円の誤差が生じる場合があります。

Ⅱ サービス費の利用者負担月額上限額

所得区分	世帯の収入状況	利用者負担上限額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	利用者本人と配偶者が非課税	0円
市民税課税世帯1	利用者本人と配偶者の市民税の所得割額の合計が16万円未満	9,300円
市民税課税世帯2	上記以外	37,200円

Ⅲ その他費用

項 目		料 金	食材料費
食費	朝食	400円	185円
	昼食	600円	395円
	夕食	580円	340円
光熱費	290円	1日あたりの水光熱費	
その他	実費相当額	日用品費、レク・創作活動費、嗜好品費、行事参加費等、負担して頂くことが適当である費用	